

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程第十条第二項及び第六項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱

(閲覧場所)

第一条 埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年埼玉県議会告示第一号。以下「公開規程」という。）第十条第二項の議長が指定する場所（以下「閲覧コーナー」という。）は、埼玉県議会議事堂一階の議会事務局総務課とする。

(閲覧時間)

第二条 閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第三条 閲覧業務を行わない日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び年末年始（十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいう。）とする。

2 前項に定める日のほか、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第四条 閲覧者は、閲覧受付において、別記様式による資産等報告書等閲覧者記録簿に氏名、住所、職業、所属する会社又は団体の名称、閲覧開始時刻及び閲覧終了時刻を記入しなければならない。

(閲覧方法)

第五条 閲覧者は、係員の指示に従い、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）を書架から自由に取り出して閲覧することができる。この場合において、閲覧した報告書は、元の場所に戻さなければならない。

(複写の禁止)

第六条 閲覧者は、報告書を複写してはならない。

(閲覧者の遵守事項)

第七条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 閲覧コーナーには、カメラ、コピー機器及び危険物などを持ち込まないこと。
- 二 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- 三 その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第八条 議会事務局長は、閲覧者が公開規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成八年六月十日から施行する。